

令和 7 年11月富山県議会定例会議案

令和 7 年11月富山県議会定例会議案目次

議案第 129 号	令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 4 号）	1
議案第 130 号	令和 7 年度富山県港湾施設特別会計補正予算（第 1 号）	18
議案第 131 号	令和 7 年度富山県病院事業会計補正予算（第 3 号）	20
議案第 132 号	令和 7 年度富山県電気事業会計補正予算（第 2 号）	24
議案第 133 号	令和 7 年度富山県水道事業会計補正予算（第 1 号）	27
議案第 134 号	令和 7 年度富山県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	28
議案第 135 号	令和 7 年度富山県地域開発事業会計補正予算（第 1 号）	29
議案第 136 号	富山県附属機関条例一部改正の件	30
議案第 137 号	富山県職員等の旅費に関する条例等一部改正の件	31
議案第 138 号	富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例一部改正の件	54
議案第 139 号	富山県手数料条例一部改正の件	55
議案第 140 号	富山県税条例一部改正の件	57
議案第 141 号	富山県公営企業の設置等に関する条例一部改正の件	58
議案第 142 号	工事請負契約締結に関する件（富山県武道館新築工事）	59
議案第 143 号	工事請負契約締結に関する件（富山県武道館新築電気設備工事）	60
議案第 144 号	工事請負契約締結に関する件（富山県武道館新築空調設備工事）	61
議案第 145 号	工事請負契約締結に関する件（一般国道 415 号道路橋りょう改築上庄橋（仮称）上部工工事）	62
議案第 146 号	工事委託契約変更に関する件（一般国道 471 号利賀トンネル（その 2）工事）	63
議案第 147 号	工事委託契約変更に関する件（一般国道 471 号利賀トンネル（その 3）工事）	64
議案第 148 号	富山県広域消防防災センター（四季防災館）の指定管理者の指定に関する件	65
議案第 149 号	富山県民会館の指定管理者の指定に関する件	66
議案第 150 号	富山県民小劇場の指定管理者の指定に関する件	67
議案第 151 号	富山県水墨美術館の指定管理者の指定に関する件	68
議案第 152 号	富山県立山博物館の指定管理者の指定に関する件	69

議案第 153 号	富山県総合体育センターの指定管理者の指定に関する件	70
議案第 154 号	富山県高岡総合プールの指定管理者の指定に関する件	71
議案第 155 号	県営富山弓道場の指定管理者の指定に関する件	72
議案第 156 号	富山県福光射撃場の指定管理者の指定に関する件	73
議案第 157 号	富山県スキージャンプ場の指定管理者の指定に関する件	74
議案第 158 号	富山県漕艇場の指定管理者の指定に関する件	75
議案第 159 号	富山県上市カヌー競技場の指定管理者の指定に関する件	76
議案第 160 号	富山県西部体育センターの指定管理者の指定に関する件	77
議案第 161 号	県民公園新港の森の指定管理者の指定に関する件	78
議案第 162 号	立山自然保護センターの指定管理者の指定に関する件	79
議案第 163 号	県民公園頼成の森の指定管理者の指定に関する件	80
議案第 164 号	県民公園自然博物館の指定管理者の指定に関する件	81
議案第 165 号	県民公園野鳥の園の指定管理者の指定に関する件	82
議案第 166 号	富山県農林水産総合技術センター林業普及センターの指定管理者の指定に関する件	83
議案第 167 号	富山県21世紀の森の指定管理者の指定に関する件	84
議案第 168 号	富山県有峰森林文化公園の指定管理者の指定に関する件	85
議案第 169 号	第一貯木場緑地広場、南水路緑地及び開港記念碑緑地広場の指定管理者の指定に関する件	86
議案第 170 号	海王丸パーク及び富山新港臨海野鳥園の指定管理者の指定に関する件	87
議案第 171 号	富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地の指定管理者の指定に関する件	88
議案第 172 号	伏木富山港新湊地区国際物流ターミナルの指定管理者の指定に関する件	89
議案第 173 号	富山県五福公園の指定管理者の指定に関する件	90
議案第 174 号	富山県岩瀬スポーツ公園の指定管理者の指定に関する件	91
議案第 175 号	富山県常願寺川公園の指定管理者の指定に関する件	92
議案第 176 号	富山県空港スポーツ緑地の指定管理者の指定に関する件	93
議案第 177 号	県庁前公園の指定管理者の指定に関する件	94
議案第 178 号	富山県営住宅の指定管理者の指定に関する件	95
議案第 179 号	県営富山中央駐車場の指定管理者の指定に関する件	96

議案第 180 号	当せん金付証票の発売に関する件	97
報告第 19 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件	98
	損害賠償に係る和解に関する件	99
報告第 20 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	100
	損害賠償に係る和解に関する件	101

令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度富山県の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,422,445 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 618,132,684 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		63,364,384	55,438	63,419,822
	2 国 庫 補 助 金	39,205,763	54,931	39,260,694
	3 委 託 金	2,035,726	507	2,036,233
11 寄 附 金		301,287	3,003	304,290
	1 寄 附 金	301,287	3,003	304,290
12 繰 入 金		21,797,793	△ 5,885	21,791,908
	2 基 金 繰 入 金	13,964,395	△ 5,885	13,958,510
14 諸 収 入		81,517,459	647,989	82,165,448
	4 貸付金元利収入	69,381,467	415,000	69,796,467
	7 雑 入	9,139,010	232,989	9,371,999
15 県 債		50,029,233	1,721,900	51,751,133
	1 県 債	50,029,233	1,721,900	51,751,133
補正されなかった款項に係る額		398,700,083		398,700,083
歳 入 合 計		615,710,239	2,422,445	618,132,684
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計

2 総 務 費		29,741,963	26,405	29,768,368
	1 総 務 管 理 費	13,214,445	8,555	13,223,000
	2 企 画 費	6,117,778	17,850	6,135,628
3 民 生 費		55,722,895	228,047	55,950,942
	1 社 会 福 祉 費	37,170,039	194,049	37,364,088
	2 児 童 福 祉 費	18,157,653	32,998	18,190,651
	3 生 活 保 護 費	387,600	1,000	388,600
4 衛 生 費		35,745,370	1,719,478	37,464,848
	1 公 衆 衛 生 費	24,849,715	17,071	24,866,786
	4 医 務 費	6,066,255	1,695,500	7,761,755
	6 公 害 防 止 費	1,707,141	6,907	1,714,048
5 労 働 費		2,514,522	20,000	2,534,522
	1 労 政 費	738,012	20,000	758,012
6 農 林 水 産 業 費		33,277,330	188	33,277,518
	1 農 業 費	7,076,438	3,419	7,079,857
	4 林 業 費	7,404,180	△ 1,980	7,402,200
	5 水 産 業 費	1,971,632	△ 1,251	1,970,381
7 商 工 費		78,354,523	413,018	78,767,541
	1 商 業 費	67,042,875	400,000	67,442,875

一般会計

	2 工 鉱 業 費	9,958,257	13,018	9,971,275
9 警 察 費		27,087,406	6,047	27,093,453
	1 警 察 管 理 費	26,400,913	6,047	26,406,960
10 教 育 費		108,284,546	9,262	108,293,808
	1 教 育 総 務 費	13,933,215	2,100	13,935,315
	4 高 等 学 校 費	24,800,251	1,062	24,801,313
	5 特別支援学校費	10,710,698	100	10,710,798
	7 社 会 教 育 費	3,969,736	6,000	3,975,736
補正されなかった款項に係る額		244,981,684		244,981,684
歳 出 合 計		615,710,239	2,422,445	618,132,684

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理費	56,171
	2 企画費	地域開発推進費	2,500
		広域交通対策費	300,000
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉会館運営管理費	503,000
		障害福祉管理費	5,952
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生研究所費	21,400
	6 公害防止費	環境科学センター運営費	13,500
5 労働費	1 労政費	中小企業労使関係安定促進費	5,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・育成強化事業費	21,109
	3 農地費	県営水利施設整備事業費	198,000
		県営農地整備事業費	990,337
		県営農村地域防災減災事業費	406,000
		中山間地域農業農村総合整備事業費	65,000
	4 林業費	県営林道道整備交付金事業費	182,000
		山のみち地域づくり交付金事業費	154,450
		団体営林道舗装交付金事業費	8,150

一般会計

		団体営林道改良交付金事業費	68,600
		県営林道改良事業費	18,800
		復旧治山事業費	43,000
		県単独治山事業費	32,000
		緊急総合治山事業費	69,000
		山地災害重点地域総合対策事業費	95,000
	5 水 産 業 費	水産基盤整備事業費	148,000
		漁港・海岸整備交付金事業費	37,000
		漁港海岸整備事業費	20,900
7 商 工 費	2 工 鉱 業 費	中小企業振興事業費	5,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	県単独雪寒対策施設費	70,000
		県単独雪寒対策施設維持修繕費	179,000
		積雪寒冷地道路建設機械整備費	130,000
		県単独道路維持修繕費	1,265,344
		道路橋りょう改築費	4,956,000
	3 河 川 海 岸 費	県営ダム維持修繕費	60,000
		県単独河川改良費	65,000
		県単独ダム維持管理費	162,000
		河川災害関連事業費	44,000

		河川総合交付金事業費	395,500
		河川改修費	860,000
		県単独砂防維持修繕費	225,000
		砂防総合交付金事業費	498,300
		砂防関係施設整備費	1,680,000
		海岸保全事業費	178,200
		県単独海岸整備事業費	50,000
		海岸総合交付金事業費	205,000
		港湾海岸保全事業費	50,000
		港湾海岸総合交付金事業費	5,000
	4 港 湾 費	県単独港湾運河維持修繕費	177,000
		県単独港湾改良整備費	45,000
		伏木富山港港湾公害防止対策費	30,000
		港湾総合交付金事業費	687,000
		伏木富山港改良整備費	50,000
		県単独空港整備費	10,000
		富山空港整備費	98,000
	5 都 市 計 画 費	組合土地地区画整理事業費	60,000
		市町村都市計画土地地区画整理事業費補助金	12,000

一般会計

		県単独都市計画街路改良費	260,500
		都市計画街路事業推進費	11,000
		県単独都市公園施設整備費	416,300
		都市公園総合交付金事業費	398,000
	6 住 宅 費	県営住宅維持管理費	32,000
		公営住宅ストック整備事業費	87,000
		安全・安心とやまの住まい耐震化促進事業費	32,500
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	駐在所・交番庁舎建設費	87,498
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	教育指導研究推進費	2,100
	4 高 等 学 校 費	学校修繕費（定時制）	34,675
		5 特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）
		特別支援学校建設事業費	254,007
	7 社 会 教 育 費	県立文化ホール管理運営費	25,000
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産業施設 災害復旧費	漁港災害復旧費	632,000
		県単独漁港災害復旧費	90,500
	2 公 共 土 木 施 設 災害復旧費	港湾災害復旧費	290,000
合 計			18,511,552

2 変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水産業費	1 農 業 費	農業・園芸研究所 整備費	43,055	農業・園芸研究所 整備費	72,029
8 土 木 費	2 道 路 橋 りょう費	県単独災害防除費	60,000	県単独災害防除費	299,000
		県単独交通安全施 設整備費	20,000	県単独交通安全施 設整備費	256,000
		県単独道路改良費	231,000	県単独道路改良費	1,521, 000
		道路総合交付金事 業費	886,600	道路総合交付金事 業費	1,890, 600
		県単独橋りょう維 持修繕費	60,000	県単独橋りょう維 持修繕費	598,000
	3 河 海 川 岸 費	県単独河川維持修 繕費	205,000	県単独河川維持修 繕費	557,000
		県単独砂防改良費	38,000	県単独砂防改良費	72,000
	4 港 湾 費	港湾予防保全事業 費	32,000	港湾予防保全事業 費	369,000
	5 都 市 計 画 費	都市計画街路総合 交付金事業費	56,000	都市計画街路総合 交付金事業費	271,000
		街路事業費	39,000	街路事業費	1,740, 000
10 教 育 費	4 高 学 校 等 費	学校修繕費（全日 制）	11,690	学校修繕費（全日 制）	156,140
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路災害復旧費	220,000	道路災害復旧費	1,414, 000
		河川災害復旧費	467,000	河川災害復旧費	1,534, 000
補正されなかった 事業に係る額			312,380		312,380
合 計			2,681, 725		11,062, 149

一般会計

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県広域消防防災センター（四季防災館）管理事業	令和8年度から 令和10年度まで	149,367
繁忙期等補助業務労働者派遣費	令和8年度	97,100
県報PDFファイル編集等 業務委託	令和8年度	3,600
施設保守管理等業務委託	令和8年度	933,000
法人県民税・法人事業税等 申告書封入等業務委託	令和8年度	4,200
税納付金輸送業務委託	令和8年度	5,320
性暴力被害ワンストップ支 援センターとやま電話相談 業務委託	令和8年度	3,200
富山県美術館企画展開催事 業	令和8年度	13,230
富山県美術館広報スタッフ 派遣費	令和8年度	4,072
富山県美術館企画展撤収・ 返却業務委託	令和8年度	700
富山県美術館常設展展示替 え業務委託	令和8年度	2,942

富山県民会館管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	641,079
富山県民小劇場管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	121,422
富山県水墨美術館管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	309,954
富山県立山博物館管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	537,804
富山県総合体育センター管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	800,109
富山県高岡総合プール管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	316,857
県営富山弓道場管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	19,083
富山県福光射撃場管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	14,262
富山県スキージャンプ場管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	5,862
富山県漕艇場管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	50,322
富山県上市カヌー競技場管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	39,291
富山県西部体育センター管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	355,159
文化・スポーツ施設予約システム運営事業	令和８年度	2,640

県民公園新港の森管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	119,601
立山自然保護センター管理 事業	令和８年度から 令和10年度まで	78,825
県民公園頼成の森管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	184,242
県民公園自然博物館管理事 業	令和８年度から 令和10年度まで	103,095
県民公園野鳥の園管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	6,978
障害者権利擁護センター夜 間・休日通報受付業務委託	令和８年度	1,030
富山県子ども医療電話相談 ・救急医療電話相談事業運 営委託	令和８年度	14,000
「こころ・いのちの電話」 運営事業	令和８年度	24,700
精神障害者保護対策費	令和８年度	17,570
県単独農業農村整備事業	令和８年度	50,000
富山県有峰森林文化公園管 理事業	令和８年度から 令和10年度まで	168,099
富山県21世紀の森管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	16,674
富山県農林水産総合技術セ ンター林業普及センター管 理事業	令和８年度から 令和10年度まで	13,266

県単独治山事業	令和 8 年度	40,000
道路管理事業	令和 8 年度	413,747
県単独道路除雪事業	令和 8 年度	70,000
県単独雪寒対策施設維持修繕事業	令和 8 年度	40,000
積雪寒冷地道路建設機械整備事業	令和 8 年度	180,000
積雪寒冷地道路除雪事業	令和 8 年度	40,000
県単独交通安全施設整備事業	令和 8 年度	220,000
県単独ダム維持管理事業	令和 8 年度	70,000
県単独砂防維持修繕事業	令和 8 年度	50,000
海王丸パーク及び富山新港臨海野鳥園管理事業	令和 8 年度から 令和10年度まで	146,502
第一貯木場緑地広場、南水路緑地及び開港記念碑緑地広場管理事業	令和 8 年度から 令和10年度まで	43,886
県単独空港整備事業	令和 8 年度	10,000
富山空港整備事業	令和 8 年度	208,000
富山県五福公園管理事業	令和 8 年度から 令和10年度まで	175,869
富山県岩瀬スポーツ公園管理事業	令和 8 年度から 令和10年度まで	215,556

富山県常願寺川公園管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	191,376
富山県空港スポーツ緑地管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	133,368
県庁前公園管理事業	令和８年度から 令和10年度まで	67,689
富山県営住宅管理事業	令和８年度から 令和12年度まで	672,080
情報通信技術支援員派遣事業	令和８年度	11,344
県立学校オフィスソフトライセンス更新事業	令和８年度から 令和10年度まで	112,000
県立学校施設長寿命化改修事業	令和８年度	6,831
交通規制標示塗替事業	令和８年度	188,000
自動車保管場所調査事業	令和８年度	64,000
自動車保管場所データ入力事業	令和８年度	9,400
自動車運転免許更新時講習事業	令和８年度	57,700
自動車運転免許停止処分者講習事業	令和８年度	25,900
自動車運転免許申請等補助事業	令和８年度	83,100

2 変 更

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
富山県庁情報通信 網整備事業	令和 8 年度 から 令和12年度 まで	141,765	富山県庁情報通信 網整備事業	令和 8 年度 から 令和13年度 まで	2,344,765
県単独災害防除事 業	令和 8 年度	15,000	県単独災害防除事 業	令和 8 年度	130,000
県単独道路維持修 繕事業	令和 8 年度	60,000	県単独道路維持修 繕事業	令和 8 年度	1,490,000
道路橋りょう改築 事業	令和 8 年度	1,214,000	道路橋りょう改築 事業	令和 8 年度	1,340,000
県単独道路改良事 業	令和 8 年度	296,000	県単独道路改良事 業	令和 8 年度	366,000
県単独橋りょう維 持修繕事業	令和 8 年度	30,000	県単独橋りょう維 持修繕事業	令和 8 年度	180,000
県単独河川維持修 繕事業	令和 8 年度	80,000	県単独河川維持修 繕事業	令和 8 年度	160,000
河川改修事業	令和 8 年度	150,000	河川改修事業	令和 8 年度	190,000
県単独港湾運河維 持修繕事業	令和 8 年度	21,000	県単独港湾運河維 持修繕事業	令和 8 年度	209,000

一般会計

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前 の額	補正額	計			
県有施設整備費	5,291,000	25,000	5,316,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共 団体との共同発行を 含む。)	% 5.0以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め50年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
緊急防災・減災費	586,000		586,000			
並行在来線費	42,000		42,000			
中小企業成長応援 ファンド事業費	2,250,000		2,250,000			
災害援護資金 貸付金	2,333		2,333			
公事共等補助費	15,341,000		15,341,000			
県単独農林水産業 施設整備事業費	9,000		9,000			
直轄事業費金 負担金	10,897,000		10,897,000			
地域総合整備資金 貸付金	145,000		145,000			
公園整備事業費	651,000		651,000			
公営住宅建設費	77,000		77,000			
地方道整備費	3,808,000		3,808,000			
自然災害防止費	2,802,000		2,802,000			
警察施設整備費	941,000		941,000			
高等学校整備費	1,560,000		1,560,000			
臨時高等学校 整備事業費	233,000		233,000			

一般会計

特別支援學校 建設事業費	759,000		759,000			
地域活性化 事業費	689,000		689,000			
施設整備補助 費	217,000		217,000			
補助直轄災害 復旧事業費	2,012,300	1,900	2,014,200			
単独災害復旧 費	716,600		716,600			
行政改革推進 費	1,000,000	1,695,000	2,695,000			
計	50,029,233	1,721,900	51,751,133			

議案第 130 号

令和 7 年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 7 年度富山県の港湾施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地管理事業	令和8年度から 令和10年度まで	6,630
伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル管理事業	令和8年度から 令和9年度まで	5,848
国際物流ターミナル北岸壁管理事業	令和8年度	4,034
引船運航管理事業	令和8年度	43,894

令和 7 年度富山県病院事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 7 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条本文中「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。」を「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計からの長期借入金 1,695,500 千円及び企業債（経営改善推進事業）1,695,500 千円を借り入れる。」に改め、同条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病院事業収益	33,357,937千円	7,040千円	33,364,977千円
第 2 項 医業外収益	2,621,794千円	7,040千円	2,628,834千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	33,997,222千円	7,040千円	34,004,262千円
第 1 項 医 業 費 用	33,807,766千円	7,040千円	33,814,806千円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	6,196,483千円	37,372千円	6,233,855千円
第 2 項 補 助 金	396,225千円	37,372千円	433,597千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	7,445,244千円	37,372千円	7,482,616千円
第 1 項 建設改良費	1,177,385千円	37,372千円	1,214,757千円

第 4 条 予算第 5 条中

「富山県立中央病院インフュージョンポンプ賃貸料	令和 8 年度から 令和13年度まで	137,440
-------------------------	-----------------------	---------

富山県立中央病院人工呼吸器保守管理業務委託	令和 8 年度から 令和13年度まで	31,255
-----------------------	-----------------------	--------

を

富山県立中央病院インフュージョンポンプ賃貸料	令和 8 年度から 令和13年度まで	137,440
富山県立中央病院人工呼吸器保守管理業務委託	令和 8 年度から 令和13年度まで	31,255
富山県立中央病院設備運転監視・維持管理業務委託	令和 8 年度から 令和10年度まで	855,000
富山県立中央病院医薬品供給管理業務委託	令和 8 年度から 令和10年度まで	117,200
富山県立中央病院高額医療器械保守点検業務委託	令和 8 年度	221,900
富山県立中央病院駐車場管理業務委託	令和 8 年度	42,200
富山県立中央病院オンライン洋雑誌購入費	令和 8 年度	9,000

に改める。

第 5 条 予算第 6 条中

富山県立中央病院劣化改修事業費	550,000
-----------------	---------

富山県立中央病院 医療器械 整備事業費	326,000
富山県立中央病院 借換債	1,033,000
富山県立中央病院 病院情報 ネットワーク 更新事業費	14,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 劣化改修事業費	67,000
富山県リハビリ テーション 病院・こども 支援センター 病院情報システム 整備事業費	15,100
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 医療器械 整備事業費	36,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 借換債	3,591,000
計	5,632,100

を

富山県立中央病院 劣化改修事業費	550,000
富山県立中央病院 医療器械 整備事業費	326,000
富山県立中央病院 借換債	1,033,000
富山県立中央病院 病院情報 ネットワーク	14,000

更 新 事 業 費	
富山県立中央病院 経 営 改 善 推 進 事 業 費	1,695,500
富山県リハビリテー ション病院・こども 支 援 セ ン タ ー 劣 化 改 修 事 業 費	67,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支 援 セ ン タ ー 病 院 情 報 シ ス テ ム 整 備 事 業 費	15,100
富山県リハビリテー ション病院・こども 支 援 セ ン タ ー 医 療 器 械 整 備 事 業 費	36,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支 援 セ ン タ ー 借 換 債	3,591,000
計	7,327,600

に改める。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 7 年度富山県電気事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 7 年度富山県電気事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中「特別損失中その他特別損失 244,376 千円」を「特別損失中その他特別損失 334,376 千円」に、「企業債 225,000 千円」を「企業債 315,000 千円」に改め、同条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 事業費	5,259,617千円	90,000千円	5,349,617千円
第 4 項 特別損失	244,396千円	90,000千円	334,396千円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	6,546,020千円	440,000千円	6,986,020千円
第 1 項 企業債	6,546,000千円	440,000千円	6,986,000千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	8,276,682千円	440,000千円	8,716,682千円
第 1 項 建設改良費	8,047,024千円	440,000千円	8,487,024千円

第 4 条 予算第 5 条中

庄発電所ピッチ角変更工事費	令和 8 年度	5,946
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和 8 年度	6,533
発電所通信環境拡充工事費	令和 8 年度	25,552
中山ダム線移設工事費	令和 8 年度	45,727

発電所送電設備更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	148,610
上市川第一発電所主要制御装置等更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	214,500
上市川第三発電所主要制御装置等更新工事費	令和 8 年度から 令和10年度まで	510,840
発電所ほか保守点検業務委託費	令和 8 年度から 令和10年度まで	385,440

を

庄発電所ピッチ角変更工事費	令和 8 年度	5,946
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和 8 年度	6,533
発電所通信環境拡充工事費	令和 8 年度	25,552
中山ダム線移設工事費	令和 8 年度	45,727
発電所送電設備更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	148,610
上市川第一発電所主要制御装置等更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	391,600
上市川第三発電所主要制御装置等更新工事費	令和 8 年度から 令和10年度まで	510,840
発電所ほか保守点検業務委託費	令和 8 年度から 令和10年度まで	385,440

に改める。

施設保守管理等業務委託費	令和 8 年度	2,300
--------------	---------	-------

第 5 条 予算第 6 条中

発電所老朽化対策事業費 (建設改良費分)	6,546,000
発電所老朽化対策事業費 (特別損失分)	225,000
計	6,771,000

を

発電所老朽化対策事業費 (建設改良費分)	6,986,000
発電所老朽化対策事業費 (特別損失分)	315,000
計	7,301,000

に改める。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 7 年度富山県水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度富山県水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山県水道事業会計予算第 5 条中

和田川浄水場ほか監視制御装置更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	475,200	を に改める。
和田川浄水場ほか監視制御装置更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	475,200	
施設保守管理等業務委託	令和 8 年度	12,000	

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 7 年度富山県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 令和 7 年度富山県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山県工業用水道事業会計予算第 5 条中

和田川浄水場ほか監視制御装置更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	237,600	を
---------------------	------------------------	---------	---

和田川浄水場ほか監視制御装置更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	237,600	に改める。
漏水検知システム運用業務委託	令和 8 年度	6,000	
施設保守管理等業務委託	令和 8 年度	13,400	

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 7 年度富山県地域開発事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 令和 7 年度富山県地域開発事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山県地域開発事業会計予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。
(債務負担行為)

第 4 条の 2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県営富山中央駐車場指定 管理業務委託	令和 8 年度から 令和12年度まで	1,095

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 136 号

富山県附属機関条例一部改正の件

富山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表富山県武道館 P F I 事業者選考審査会の項を削り、同表富山県高岡地区産業展示施設 P F I 事業者選考審査会の項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の次に「（平成11年法律第 117 号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 137 号

富山県職員等の旅費に関する条例等一部改正の件

富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第 9 条」に、「第15条―第29条」を「第10条―第21条」に、「第30条」を「第22条」に、「第31条―第33条」を「第23条―第27条」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「以下」を「次号及び次条第 2 項において」に改め、同項第 4 号中「職員についてはその住所又は居所」を「場合又は任命権者（県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会）若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第 6 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「遺族」を「その遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対

して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。
次条第 8 項において同じ。) を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「職員」の次に「、その配偶者若しくは子」を加え、同項第 3 号中「職員の」の次に「本邦にある」を加え、「ときには」を「ときは」に改め、同項第 4 号中「出張のため」を「、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための」に改め、同項第 5 号中「出張のため」を「、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から 3 月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は人事委員会規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員
第 3 条第 6 項を次のように改める。

6 第 1 項、第 2 項及び前 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第 3 条第 7 項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関等の事故又は」を削り、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に、「には概算払」を「には、概算払」に改め、同条に次の 1 項を加える。

8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「任命権者（県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、

同条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに、」を「速やかに」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に改め、「、車賃」、「、日当、宿泊料」、「、食卓料、移転料」、「、着後手当」及び「、扶養親族移転料」を削り、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第10条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第11条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第12条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

第6条第5項を削り、同条第6項中「外国旅行に伴う移動に係る費用について、実費額により支給する」を「鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項及び第8項を削り、同条第9項中「外国旅行に伴う宿泊について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額又は実費額により支給する」を「旅行中の宿泊に要する費用とする」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「外国旅行に伴う移動及び宿泊について、実費額により支給する」を「移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする」に改め、同項を同条第7項とし、同条第11項中「外国旅行に伴う宿泊に係る諸雑費について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する」を「宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする」に改め、同項を同条第8項とし、同条第12項及び第13項を削り、同条第14項中「外国への赴任に伴う転居について、実費額により支給する」を「赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする」に改め、同項を同条第9項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「外国への赴任に伴う転居に必要な滞在について、支給する」を「赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする」に改め、同項を同条第10項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「外国への赴任に伴う家族（職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。）の移転について、支給する」を「赴任に伴う家族の移転に要する費用とする」に改め、同項を同条第11項とし、同条第19項中「伴う雑費について、実費額により支給する」を「要する雑費とする」に改め、同項を同条第12項とし、同条第20項中「第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する」を「職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする」に改め、同項を同条第13項とし、同条第21項を削る。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項

を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）を、「以下」の次に「この条並びに第26条第1項及び第2項において」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給」を「旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式並びに」を「又は記録事項、」に改め、「期間」の次に「並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 支出担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条を第8条とする。

第14条中「の定」を「の定め」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第9条とする。

第15条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）」、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による」を「次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（人事委員会が定める旅行に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第15条第3項を削り、第2章中同条を第10条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）」、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による」を「次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（人事委員会が定める旅行に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第16条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第16条を第11条とする。

第17条各号列記以外の部分中「現に支払った旅客運賃による」を「次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

第17条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第17条を第12条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 人事委員会規則で定める旅行における人事委員会規則で定める私有車を利用する移動 1 キロメートルにつき37円

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までの規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

第18条から第19条までを削る。

第17条の次に次の2条を加える。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第20条から第27条までを削る。

第28条各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅費」を「次に掲げる旅費（退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

第28条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第28条を第20条とする。

第29条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

第29条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。
- 3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第29条を第21条とし、第3章中第30条を第22条とする。

第31条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第24条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第13条第4号に掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少な

い額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第22条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第32条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

第33条を第27条とする。

附則第5項及び第6項を削る。

別表を削る。

（富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部改正）

第2条 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により算定した」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難しいものについては、別表に定めるところによる。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条、第 2 条関係）

1 給料

区 分	給料
知 事	月額 1,300,000 円
副知事	月額 1,020,000 円

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区 分			支給額
鉄道賃			運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃			運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	知 事	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
		副知事	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	知 事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額
		副知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

区 分	支給額
-----	-----

知 事	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額
副知事	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

（富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第3の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により算定した」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難いものについては、別表第3に定めるところによる。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

別表第2中「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊料」を「宿泊費」に、「13,600円」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

1 鉄道賃、船賃及び航空賃

区 分	費用弁償
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随

			する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	議 長	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
		副議長	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	議 員	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
		議 長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額
		副議長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職職員等相当額
		議 員	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職職員等相当額

2 宿泊費

区 分	費用弁償
議 長	国家公務員等の旅費支給規程別表第 2 に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額
副議長	国家公務員等の旅費支給規程別表第 2 に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額
議 員	国家公務員等の旅費支給規程別表第 2 に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

（富山県監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

第 4 条 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「旅費並びに」及び「及び費用弁償」を削り、同条に次の 2 項を加える。

3 常勤の監査委員の旅費及び非常勤の監査委員の費用弁償は、この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により支給する。

4 前項の規定により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当

とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難しいものについては、別表に定めるところによる。

附則第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 3 項とする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条関係）

1 給料又は報酬

区 分		給料又は報酬
県議会議員の中から選任された監査委員		月額 120,000 円
識見を有する者から選任された監査委員	常勤の監査委員	月額 600,000 円
	非常勤の監査委員	月額 220,000 円

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区 分		支給額
鉄道賃		運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃		運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額
（富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部改

正)

第5条 富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務にある者」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等」に改める。

別表第1の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

区 分		報 酬	費用弁償				
			鉄道賃等	その他の交通費	宿泊費（1夜につき）	包括宿泊費	宿泊手当（1夜につき）
教育委員会	教育長代理である職員	円 日額 33,000	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員に準ずる。	実費額。ただし、これによりがたい場合には、1キロメートルにつき37円（以下「実費額等」という。）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
	教育長代理以外の委員	日額 28,000					
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000					
	委員長以外の委員	日額 24,000					
	臨時委員	日額 24,000					
人事委員会	委員長	日額 29,000					
	委員長以外の委員	日額 26,000					
公安委員会	委員長	月額 220,000					
	委員長以外の委員	月額 200,000					
労働委員会	会長である委員	日額 29,000					
	会長代理	日額 26,000					

	である委員								
	公益委員	日額 25,000							
	使用者委員及び労働者委員	日額 24,000							
収用委員会	会長である委員	日額 29,000							
	その他の委員及び予備委員	日額 24,000	鉄道賃、	実費額等					
海区漁業調整委員会	会長である委員	日額 29,000	船賃及び	航空賃の					
	会長代理である委員	日額 26,000	額は、旅	費条例の					
	会長及び会長代理以外の委員	日額 24,000	適用を受	ける職員					
	専門委員	日額 12,000	に準ずる。						
内水面漁場管理委員会	会長である委員	日額 29,000							
	会長以外の委員	日額 24,000							
	専門委員	—							
附属機関	委員その他の構成員（公害健康被害認定審査会の委員を除く。）	日額15,000円以内で知事が定める額							

	公害健康被害認定審査会の委員	日額 33,000					
警察署協議会	委員	日額 10,200					
留置施設視察委員会	委員	日額 12,000					
選挙長		日額 12,200	鉄道賃、	実費額等			
審査分会長		日額 12,200	船賃及び				
選挙分会長		日額 12,200	航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。				
投票所の投票管理者		日額 14,500	鉄道賃、	実費額等	—	—	—
共通投票所の投票管理者		日額 14,500	船賃及び				
期日前投票所の投票管理者		日額 12,800	航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。				
開票管理者		日額 12,200					
投票所の投票立会人		日額 12,400					
共通投票所の投票立会人		日額 12,400					
期日前投票所の投票立会人		日額 10,900					
開票立会人		日額 10,100					
選挙立会人		日額 10,100					
審査分会立会人		日額 10,100					

労働関係調整法 (昭和21年法律 第25号) 第8条 の2の規定によ る特別調整委員 及び同法第12条 第1項の規定に よる幹旋員	—		実費額等	旅費条例 の適用を 受ける職 員に準ず る。	旅費条例の 適用を受け る職員に準 ずる。	旅費条例 の適用を 受ける職 員に準ず る。
精神保健指定医	精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法 律(昭和25年 法律第123号) 第19条の4第 2項に定める 職務1日につ き 14,500	鉄道賃、 船賃及び 航空賃の 額は、旅 費条例の 適用を受 ける職員 に準ずる。	実費額等			
土地収用法(昭 和26年法律第 219号) 第15条 の3の規定によ るあつせん委員	日額 11,000	鉄道賃、 船賃及び 航空賃の 額は、旅 費条例の 適用を受 ける職員 に準ずる。	実費額等			
土地収用法第15 条の8の規定に よる仲裁委員	日額 11,100	適用を受 ける職員 に準ずる。	実費額等			
土地収用法第65 条の規定による 鑑定人	鑑定に当たり 必要とした特 別の技能の程 度又はこれに 要した時間を 考慮して収用 委員会が知事 と協議して定 める額		実費額等			
土地収用法施行	鑑定に当たり		実費額等			

令（昭和26年政令第342号）第1条の7の5第3項第2号に規定する鑑定人	必要とした特別の技能の程度又はこれに必要とした時間を考慮して知事が定める額					
統計調査員	日額10,000円以内で知事が定める額	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等			
公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条の規定による鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに必要とした時間を考慮して知事が定める額	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等			
前各項に掲げる者以外の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者	勤務形態又は職務内容を考慮して知事が定める額	知事が定める額				

別表第1の1の表の備考を削る。

別表第 2 中

区 分	実 費 弁 償					
	鉄道賃等	車 賃	日 当 (県外の 旅行 1 日につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜 につき)
				甲地方	乙地方	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 100 条第 1 項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	円 2,200(宿泊を伴わない場合には3,300)	円 11,100	円 10,000	—
地方自治法第 115 条の 2 第 1 項（第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者						
地方自治法第 115 条の 2 第 2 項（第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人						

を

区 分	実費弁償				
	鉄道賃等	その他の交通費	宿泊費 (1 夜につき)	包括宿泊費	宿泊手当 (1 夜につき)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 100 条第 1 項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
地方自治法第 115 条の 2 第 1 項（第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者					

地方自治法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人

に改め、同表の備考を削る。

（富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部改正）

第6条 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により算定した」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難いものについては、別表に定めるところによる。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第2条関係）

1 給料

月額850,000円

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区 分	支給額
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

航空賃	内国旅行の航空賃	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

（富山県公害紛争処理条例の一部改正）

第7条 富山県公害紛争処理条例（昭和45年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第3号中「車賃、日当又は宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例、富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例及び富山県公害紛争処理条例の規定は、次項から第6項までに定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第2条から第27条までの規定、第2条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及び別表の規定、第3条の規定による改正後の富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例第4条、別表第2及び別表第3の規定、第4条の規定による改正後の富山県監査委員の給与等に関する条例第1条及び別表の規定、第5条の規定による改正後の富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例別表第1及び別表第2の規定、第6条の規定による改正後の富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及び別表の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県公害紛争処理条例第4条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に命ぜられた赴任に伴う旅行であって施行日前に出発したもののうち施行日前の期間に対応する分については、新条例第2条から第27条までの規定並びに改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及び別表の規定を適用する。

4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定するものが同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の富山県職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

6 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正）

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第30条」を「第22条」に改める。

議案第 138 号

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例一部改正の件

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する
条例

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年富山県条例第61号）
の一部を次のように改正する。

本則中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第11号までを 1 号ずつ繰
り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 139 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の18の 2 の項及び18の 3 の項を次のように改める。

18の 2 政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第19条の16第15項（同法第19条の16の 3 第 1 項の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料	(1) 複写機により日本産業規格 A 列 4 番の用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。次項及び18の 4 の項において同じ。）の交付 用紙 1 枚につき10円 (2) 光ディスク（日本産業規格 X 0606、X 6281 及び X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項から18の 4 の項までにおいて同じ。）に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき 220 円
18の 3 政治資金規正法第20条の 2 第 2 項の規定に基づく政治団体の収支報告書、政党若しくは政治資金団体に係る監査意見書又は国会議員関係政治団体に係る政治資金	政治団体収支報告書等の写しの交付手数料	(1) 複写機により日本産業規格 A 列 4 番の用紙に複写したものの交付 用紙 1 枚につき10円 (2) 光ディスクに複写し

監査報告書若しくは確認書の写しの交付	たものの交付 光ディスク 1 枚につき 220 円
--------------------	---------------------------

別表第 1 の 18 の 3 の項の次に次のように加える。

18 の 4 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 32 条第 5 項の規定に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の写しの交付	支部報告書等の写しの交付手数料	(1) 複写機により日本産業規格 A 列 4 番の用紙に複写したものの交付 用紙 1 枚につき 10 円 (2) 光ディスクに複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき 220 円
--	-----------------	---

別表第 1 の 347 の 6 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 12 項」に改め、同表の備考の 4 中「、18 の 3 の項」を「から 18 の 4 の項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 347 の 6 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 140 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第88条第 1 項第 1 号中「因り」を「より」に、「損^くい^いした」を「損壊した」に、「2 年以内」を「3 年以内」に、「代る」を「代わる」に改め、同項第 2 号中「因り」を「より」に、「損^くい^いした」を「損壊した」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「損^くい^いした」を「損壊した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 141 号

富山県公営企業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表若土発電所の項中「 270 」を「 335 」に改め、同条第 5 項の表富山県ゴルフ練習場の項を削る。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 2 条第 5 項の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日
 - (2) 第 5 条の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第65号）
附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日
（富山県ゴルフ練習場管理条例の廃止）
- 2 富山県ゴルフ練習場管理条例（平成 3 年富山県条例第31号）は、廃止する。
（富山県ゴルフ練習場管理条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 142 号

工事請負契約締結に関する件

富山県武道館新築工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 富山県武道館新築工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 富山市南中田地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 5,830,000,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 前田建設工業・日本海建興・タカノ建設富山県武道館新築工
事共同企業体
代表者
富山市牛島町18番 7 号
前田建設工業株式会社北陸支店
共同企業体構成員
富山市牛島町24番 6 号
日本海建興株式会社
富山市西中野町一丁目 7 番27号
タカノ建設株式会社 |
| 6 | 完 成 期 日 | 令和10年 1 月31日 |

議案第 143 号

工事請負契約締結に関する件

富山県武道館新築電気設備工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 富山県武道館新築電気設備工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 富山市南中田地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 907,500,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 北陸電気工事・ケイ電工富山県武道館新築電気設備工事共同
企業体
代表者
富山市小中 269 番
北陸電気工事株式会社
共同企業体構成員
富山市萩原 387 番地 1
株式会社ケイ電工 |
| 6 | 完 成 期 日 | 令和10年 1 月31日 |

議案第 144 号

工事請負契約締結に関する件

富山県武道館新築空調設備工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 富山県武道館新築空調設備工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 富山市南中田地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1,209,780,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 日本空調北陸・サプラ・中央管機カクユー富山県武道館新築
空調設備工事共同企業体
代表者
富山市稲荷元町一丁目 1 番11号
株式会社日本空調北陸
共同企業体構成員
富山市黒崎 341 番地の14
株式会社サプラ
富山市堀川町 357 番地の2
中央管機カクユー株式会社 |
| 6 | 完 成 期 日 | 令和10年 1 月31日 |

議案第 145 号

工事請負契約締結に関する件

一般国道 415 号道路橋りょう改築上庄橋（仮称）上部工工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 一般国道 415 号道路橋りょう改築上庄橋（仮称）上部工工事 |
| 2 | 工事の場所 | 氷見市中村～泉地内 |
| 3 | 契約金額 | 505,560,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 南砺市苗島4760番地
川田建設株式会社北陸支店 |
| 6 | 完成期日 | 令和 9 年 3 月 29 日 |

議案第 146 号

工事委託契約変更に関する件

令和 3 年 6 月定例県議会において議決を経た一般国道 471 号利賀トンネル（その
2）工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

完 成 期 日	変更前	令和 8 年 3 月 31 日
	変更後	令和 8 年 9 月 30 日

議案第 147 号

工事委託契約変更に関する件

令和 4 年 6 月定例県議会において議決を経た一般国道 471 号利賀トンネル（その
3）工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	772,972,208円
	変更後	1,203,451,941円

議案第 148 号

富山県広域消防防災センター（四季防災館）の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県広域消防防災センター（四季防災館）

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県消防協会

富山市惣在寺1090番地 1

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 149 号

富山県民会館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県民会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 150 号

富山県民小劇場の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県民小劇場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 151 号

富山県水墨美術館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県水墨美術館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 152 号

富山県立山博物館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県立山博物館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 153 号

富山県総合体育センターの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県総合体育センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会

富山市秋ヶ島 183 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 154 号

富山県高岡総合プールの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県高岡総合プール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会

富山市秋ヶ島 183 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 155 号

県営富山弓道場の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県営富山弓道場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会

富山市秋ヶ島 183 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 156 号

富山県福光射撃場の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県福光射撃場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

庄川自動車株式会社

砺波市庄川町金屋 6 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 157 号

富山県スキージャンプ場の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県スキージャンプ場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

大山観光開発株式会社

富山市原55番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 158 号

富山県漕艇場の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県漕艇場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会

富山市秋ヶ島 183 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 159 号

富山県上市カヌー競技場の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県上市カヌー競技場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会

富山市秋ヶ島 183 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 160 号

富山県西部体育センターの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県西部体育センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会

富山市秋ヶ島 183 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 161 号

県民公園新港の森の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県民公園新港の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

盛田造園・射水造園業協同組合共同体

代表者

有限会社盛田造園

射水市今井 523 番地

構成員

射水造園業協同組合

射水市松木 800 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 162 号

立山自然保護センターの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

立山自然保護センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

立山貫光ターミナル株式会社

富山市桜町一丁目 1 番36号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 163 号

県民公園頼成の森の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県民公園頼成の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人花と緑の銀行

富山市婦中町上轡田42番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 164 号

県民公園自然博物館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県民公園自然博物館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 165 号

県民公園野鳥の園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県民公園野鳥の園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 166 号

富山県農林水産総合技術センター林業普及センターの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県農林水産総合技術センター林業普及センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人富山県農林水産公社

富山市舟橋北町 4 番19号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 167 号

富山県21世紀の森の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県21世紀の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会

富山市八尾町庵谷10番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 168 号

富山県有峰森林文化公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県有峰森林文化公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人富山県農林水産公社

富山市舟橋北町 4 番19号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 169 号

第一貯木場緑地広場、南水路緑地及び開港記念碑緑地広場の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

第一貯木場緑地広場、南水路緑地及び開港記念碑緑地広場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

和泉産業株式会社

射水市片口38番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 170 号

海王丸パーク及び富山新港臨海野鳥園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

海王丸パーク及び富山新港臨海野鳥園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人伏木富山港・海王丸財団

射水市海王町 8 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 171 号

富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人伏木富山港・海王丸財団

射水市海王町 8 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 172 号

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナルの指定管理者の指定に関する
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設
の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

伏木富山港港湾運送事業協同組合

高岡市伏木湊町 5 番 1 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

議案第 173 号

富山県五福公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県五福公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 174 号

富山県岩瀬スポーツ公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県岩瀬スポーツ公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社富山・スポーツパーク・マネジメント

富山市中野新町一丁目 2 番10号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 175 号

富山県常願寺川公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県常願寺川公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

常願寺川公園コンサーバンシー

代表者

株式会社野上緑化

富山市新保 271 番地

構成員

株式会社野上緑化

富山市新保 271 番地

株式会社久郷一樹園

富山市丸の内三丁目 2 番 6 号

一般社団法人地域デザイン研究所

富山市金泉寺 248 番地 1

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 176 号

富山県空港スポーツ緑地の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県空港スポーツ緑地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社野上緑化

富山市新保 271 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 177 号

県庁前公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県庁前公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

風と緑と水の会

代表者

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目 2 番10号

構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目 2 番10号

株式会社大井仙樹園

富山市呉羽町2447番地の 6

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第 178 号

富山県営住宅の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県営住宅

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

光陽興産株式会社

高岡市京田 619 番地

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

議案第 179 号

県営富山中央駐車場の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県営富山中央駐車場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

ホクタテ・タイムズグループ共同企業体

代表者

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目 2 番10号

構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目 2 番10号

タイムズ24株式会社

東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号

タイムズサービス株式会社

東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

議案第 180 号

当せん金付証票の発売に関する件

当せん金付証票法（昭和23年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度において発売する当せん金付証票を次のとおり定める。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

発 売 総 額 100 億円以内

報告第 19 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
71	令和 7 年 7 月 17 日に富山市神通本町地内で発生した警察車両の扉の接触による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 204,248円	令和 7 年 10 月 7 日
73	令和 7 年 2 月 27 日に富山市赤江町地内で発生した警察車両の損傷	富山市在住 1 名	県が受け取る額 961,537円	令和 7 年 10 月 8 日
76	令和 7 年 7 月 12 日に一般国道 156 号岐阜県大野郡白川村大字小白川地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	小矢部市在住 1 名	県が支払う額 37,235円	令和 7 年 10 月 16 日
78	令和 7 年 9 月 2 日に富山市城川原地内で発生した警察車両の扉の接触による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 127,006円	令和 7 年 10 月 17 日
82	令和 7 年 5 月 4 日に県道高岡小杉線高岡市二塚地内で発生した倒木による車両の損傷	高岡市在住 1 名	県が支払う額 116,149円	令和 7 年 10 月 24 日
83	令和 7 年 8 月 7 日に高岡市赤祖父地内で発生した県有自動車の扉の接触による車両の損傷	砺波市在住 2 名	県が支払う額 60,346円	令和 7 年 10 月 24 日

報告第 20 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
69	令和 7 年 9 月 5 日に氷見市窪地内で発生した県有自動車の交通事故	高岡市 北陸トナミ運輸株式会社 氷見市在住 1 名	県が受け取る額 106,095円	令和 7 年 9 月 24 日
70	令和 7 年 7 月 4 日に氷見市朝日丘地内で発生した警察車両の交通事故	氷見市 有限会社金七金物店 氷見市在住 1 名	県が支払う額 431,948円	令和 7 年 10 月 7 日
72	令和 7 年 2 月 19 日に富山市牛島本町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 304,585円	令和 7 年 10 月 8 日
74	令和 7 年 7 月 29 日に黒部市宇奈月町浦山地内で発生した警察車両の交通事故	黒部市在住 1 名	県が受け取る額 96,569円	令和 7 年 10 月 8 日
75	令和 6 年 1 月 10 日に富山市長岡地内で発生した県有自動車の交通事故によるゴミ保管庫扉の損傷	黒部市 有限会社タカムラ	県が支払う額 39,160円	令和 7 年 10 月 9 日
77	令和 7 年 6 月 6 日に富山市新総曲輪地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が支払う額 263,934円	令和 7 年 10 月 17 日
79	令和 7 年 9 月 19 日に小矢部市石坂地内で発生した交通事故による道路標識柱の損傷	小矢部市 小矢部市	県が受け取る額 9,900円	令和 7 年 10 月 17 日
80	令和 7 年 2 月 19 日に富山市西番地内で発生した警察車両の交通事故	中新川郡立山町在住 1 名	県が支払う額 488,847円	令和 7 年 10 月 21 日
81	令和 7 年 2 月 19 日に富山市西番地内で発生した警察車両の交通事故	中新川郡立山町在住 1 名	県が支払う額 401,841円	令和 7 年 10 月 21 日